

京都府産木材認証制度について



京都府農林水産部
林業振興課

京都府産木材認証制度 ～概要～

【制度の目的】

- ・木材の輸送過程における二酸化炭素排出量の削減
- ・京都府産木材利用による京都の森林の整備促進(R1.12月～)

➡ 地球温暖化防止対策に資する

【制度のイメージ】

京都府産木材認証制度

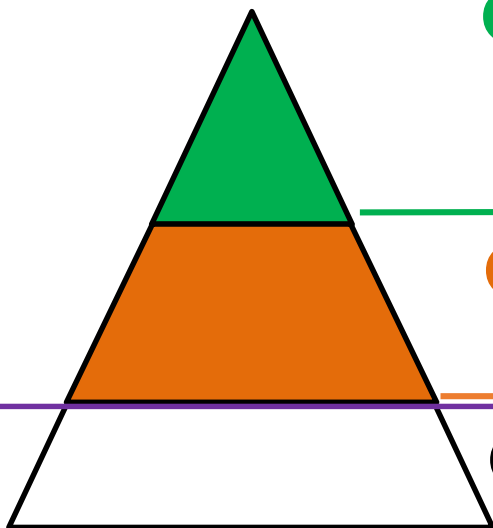
● ウッドマイレージCO2京都の木認証 (H16年度～)

認証内容: 木材の輸送時のCO2排出量(ウッドマイレージCO2)
木材の産地(京都府産)

● 京都の木証明 (R1.12月～)

証明内容: 木材の産地(京都府産)

● その他の木材



認証制度に関わる機関や事業体

認証機関

● 認証機関 ((一社)京都府木材組合連合会(府木連))

- ・ウッドマイレージCO2京都の木認証書の発行
- ・京都の木証明書の発行(R元.12月～)
- ・認証機関登録事業体(府外の生産・加工・流通業者等)の認定登録を行う機関

木材加工・流通業者

● 取扱事業体 (府内の事業所等)

- ・ウッドマイレージCO2京都の木認証又は京都の木証明の対象となる木材を分別管理して生産・加工・流通を行う事業体

● 認証機関登録事業体 (府外の事業所等)

- ・京都の木証明の対象となる木材を分別管理して生産・加工・流通を行う事業体

緑の工務店・緑の設計事務所

設計事務所
工務店等

● 緑の事業体等 (全国の設計事務所、工務店)

- ・ウッドマイレージCO2京都の木認証又は京都の木証明の対象となる木材を使用した建築物の設計・建築を行う事業体

京都府産木材認証制度の仕組み

ウッド・マイレージCO₂京都の木認証
(京都府産木材証明書及びウッド・マイレージCO₂計算書の発行)



京都の木証明
(京都府産木材証明書の発行)



- **ウッド・マイレージCO₂京都の木認証**: 生産・加工・流通の全てを取扱事業体が実施
- **京都の木証明**: 生産・加工・流通の全てを、取扱事業体又は認証機関登録事業体が実施

京都府産木材認証制度の仕組み(伝票の取り扱い)

ウッド・マレージCO₂京都の木認証
(京都府産木材証明書及びウッド・マレージCO₂計算書の発行)

京都府内の森林

素材生産業

木材市場

木材加工業

流通販売業

生産、加工、流通

(取
扱
の
事
業
所
等)
府内

合法性確認書類

伝票①

伝票②

伝票③

伝票④

合

合

合

認証機関
(府木連)

ウッド・マレージCO₂
京都の木認証依頼

ウッド・マレージCO₂
京都の木認証書発行

ウッド・マレージCO₂
京都の木認証書
が必要な方

伝票④
の写し

京都の木証明
(京都府産木材証明書の発行)

京都府内の森林

素材生産業

木材市場

木材加工業

流通販売業

生産、加工、流通

(認
証
機
関
登
録
事
業
体
府外
の
事
業
所
等)

(取
扱
の
事
業
所
等)
府内
又は

合

合法性確認
木材であること

合法性確認書類

伝票①

伝票②

伝票③

伝票④

合

合

合

認証機関
(府木連)

京都の木証明依頼

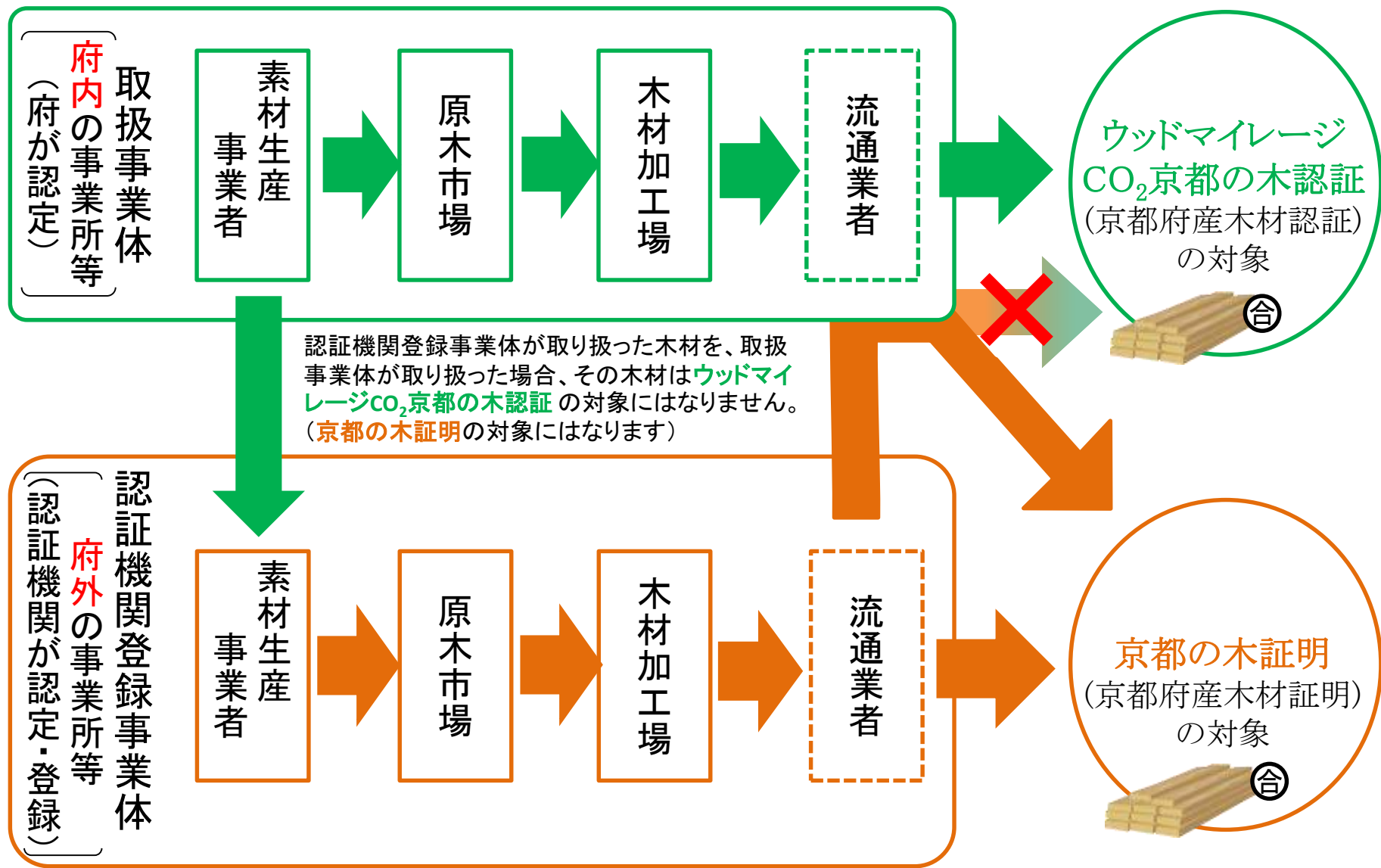
京都の木証明書発行

京都の木証明書
が必要な方

伝票④
の写し

- 生産・加工・流通の全ての過程が伝票等で確認できること(帳票類(伝票等)は5年間保管)
- 認証や証明に必要なのは、購入した木材の伝票等(上図の場合伝票④の写し)
- ※ 認証機関が抽出調査により、定期的に伝票①～④についても調査

ウッドマイレージCO₂京都の木認証と京都の木証明の木材の流れ



凡例

- ➡ ウッドマイレージCO₂京都の木認証の対象となる木材の流れ
- ➡ 京都の木証明の対象となる木材の流れ

5

主な関連施策において必要な認証、証明

府施策	対象となる京都府産木材
<u>京都府産木材利用関連事業</u> ひろがる京の木整備事業	ウッドマイレージCO2京都の木認証材、京都の木証明材
<u>京都府地球温暖化対策条例</u> - 特定建築物での京都府産木材の利用 (R3年度から、建築物に加え敷地内の工作物での京都府産木材の利用も可能) - 特定事業者のCO2排出削減量の算出	ウッドマイレージCO2京都の木認証材、京都の木証明材 〔引き続き、京都府産木材認証制度以外の木材も対象〕 (例: みやこ杉木、森林認証材等) ウッドマイレージCO2京都の木認証材

京都府産木材の分別管理

【分別管理の重要性】

- **ウッドマイレージCO2京都の木認証材**、**京都の木証明材**は、それぞれが府の補助事業等の対象となり、補助率等も異なる
- **ウッドマイレージCO2京都の木認証書**、**京都の木証明書**は、クリーンウッド法における合法性の根拠書類として使用可能

 **分別管理の徹底が重要**

【取扱事業体と認証機関登録事業体、それぞれの木材の分別管理】

事業所等の場所	必要な認定等	必要な分別管理
府内	取扱事業体	ウッドマイレージCO2京都の木認証 の対象木材 京都の木証明 の対象木材 その他木材
府外	認証機関登録事業体	京都の木証明 の対象木材 その他の木材

取扱事業体(府内の事業所等)における木材の生産・加工・流通時の分別管理

貯木時

- 場所を分ける
- 色分けする(スプレーなど)
- 看板などで明示する

加工時

- 加工ラインを分ける
- 加工時間を分ける

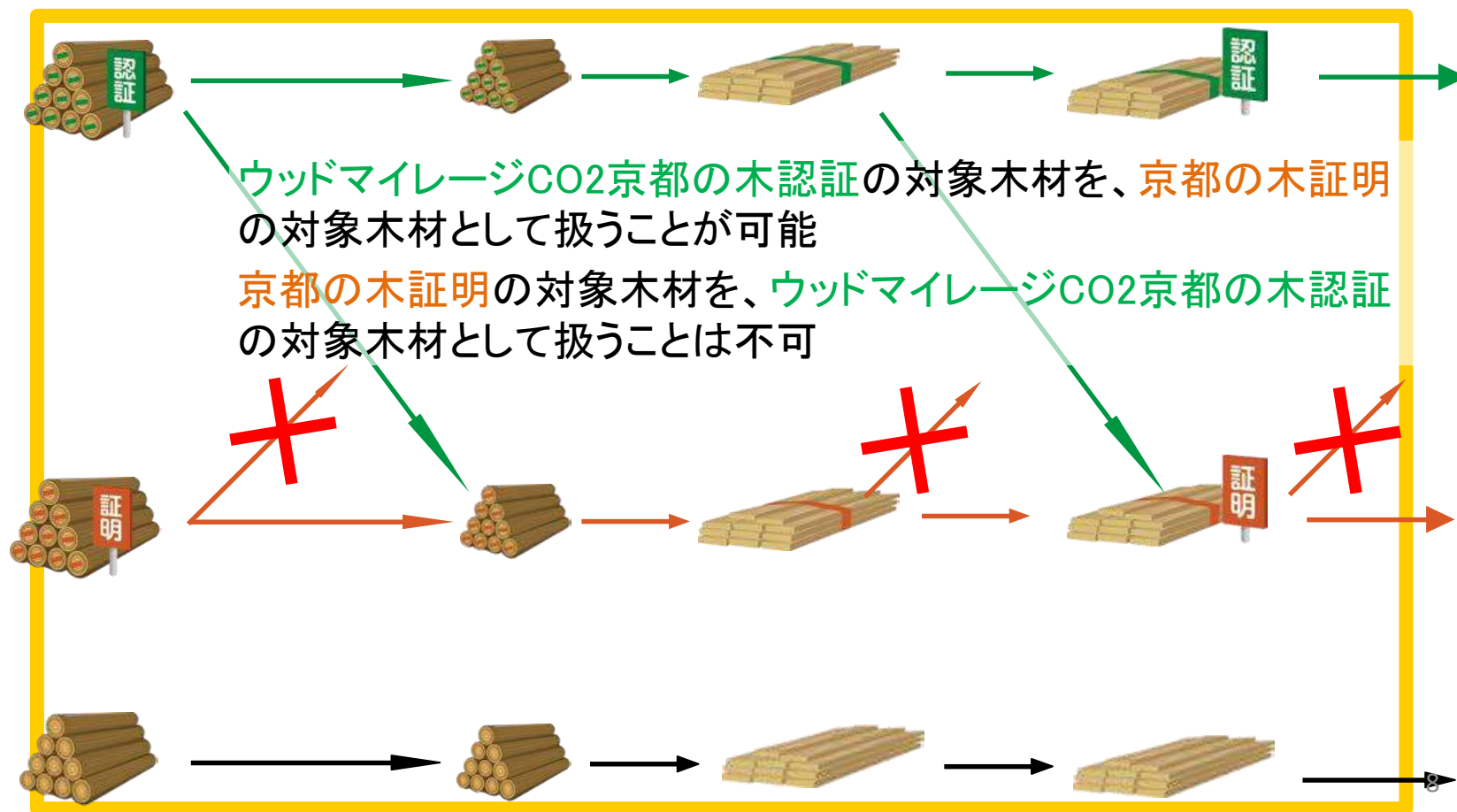
製品保管時

- 場所を分ける
- 印字や色を変える
- ヒモ(梱包用)の色を変える
- 看板などで明示する

ウッドマイレージCO₂京都の木認証の対象

京都の木証明の対象

その他
の木材



取扱事業体(府内の事業所等)における木材の生産・加工・流通時の伝票の記載

(例)加工→工務店

納品書(サンプル)

No. _____
年 月 日

〇〇〇〇工務店 御中

事業体番号 取扱事業体認定番号

〇〇製材所
代表者名

下記のとおり納品申し上げます。

品名	樹種	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証対象)
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (京都の木証明対象)
合計							

※グリーンウッド法に基づき上記すべての(◎印の)木材に関する次の原材料情報等を収集しています。
 □樹種 □伐採地域 □証明書等 □関連情報
 ※上記の京都府産木材は、材料となる樹木が京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認された木材です。

【注】記載例
 「ウッドマイレージCO₂京都の木認証」の対象になる木材の場合:
 「上記の京都府産木材は、京都府産(ウッドマイレージCO₂京都の木認証対象)」等と記載。
 「京都の木証明」の対象になる木材の場合:「上記の京都府産木材は、京都府産(京都の木証明対象)」等と記載。

【記載上の注意点】

取扱事業体認定番号

どの木材が京都府産木材か分かるように記載

例1

・摘要欄に「京都府産(ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証対象)」又は「京都府産(京都の木証明対象)」と記載

例2

・※印を付ける。
 「※印は京都府産(ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証対象)」又は
 「※印は京都府産(京都の木証明対象)」と記載

など

京都府産木材であること

合法的に伐採されたことが確認されていること

【伝票の記載上の注意(令和3年5月1日以降の伝票の表記)】

- ※ 「ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証」の対象になる木材は「京都の木証明」の対象になります。
- ※ 「京都の木証明」の対象になる木材は、「ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証」の対象にはなりません。

※「京都府産」のみ表記されている場合は、「京都の木証明」の対象になる木材となります。

認証機関登録事業体(府外事業所等)における木材の生産・加工・流通時の分別管理

貯木時

- 場所を分ける
- 色分けする(スプレーなど)
- 看板などで明示する

加工時

- 加工ラインを分ける
- 加工時間を分ける

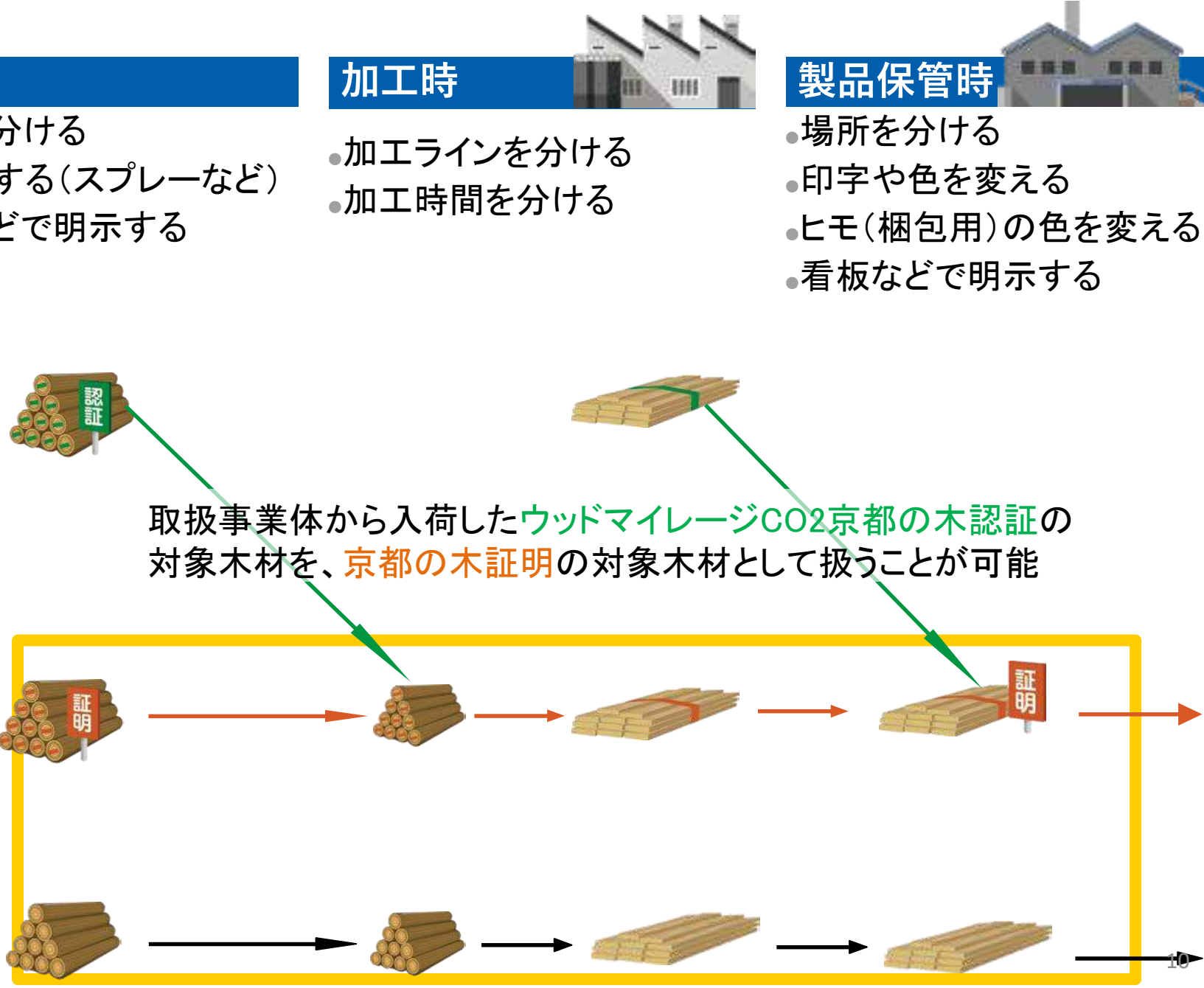
製品保管時

- 場所を分ける
- 印字や色を変える
- ヒモ(梱包用)の色を変える
- 看板などで明示する

ウッドマイレージCO₂京都の木認証の対象

京都の木証明の対象

その他木材



取扱事業体から入荷したウッドマイレージCO₂京都の木認証の対象木材を、京都の木証明の対象木材として扱うことが可能

出荷

認証機関登録事業体(府外事業所等)における生産・加工・流通時の伝票の記載

(例)加工→工務店

納品書(サンプル)

No. _____
年 月 日

〇〇〇〇工務店 御中

事業体番号 取扱事業体認定番号

〇〇製材所
代表者名 _____

下記のとおり納品申し上げます。

品名	樹種	規格	数量	単位	単価	金額	備考
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (京都の木証明対象)
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (京都の木証明対象)
合計							

※グリーンウッド法に基づき上記すべての(※印の)木材に関する次の原材料情報等を収集しています。
☐樹種 ☐伐採地帯 ☐証明番号 ☐関連情報
 ※上記の京都府産木材は、材料となる樹木が京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認された木材です。
 【注】記載例
 「京都の木証明」の対象になる木材の場合「上記の京都府産木材は、京都の木証明対象」等と記載。

【記載上の注意点】

取扱事業体認定番号

どの木材が京都府産木材か分かるように記載

例1

●摘要欄に「京都府産(京都の木証明対象)」と記載

例2

●※印を付ける
 「※印は京都府産(京都の木証明対象)」と記載

など

京都府産木材であること

合法的に伐採されたことが確認されていること

【伝票の記載上の注意(令和3年5月1日以降の伝票の標記)】

※ 取扱事業体から入荷した「**ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証**」の対象になる木材は「**京都の木証明**」の対象になります。

※「京都府産」のみ標記されている場合は、「**京都の木証明**」の対象になる木材となります。

証明として活用できる情報の具体例（国産材）

民 有 林	共 通	①木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条における認定事業計画
		②森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法における特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画、認定特定植栽事業計画
		③地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律における認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画
		④森林経営管理法第43条における命令書または公告
		⑤森林法第49条における立入調査の許可書
		⑥森林法第188条における農林水産大臣または首長の命令書
		⑦森林法第11条第5項における森林経営計画認定書及び森林経営計画書（伐採に係る箇所のみ）
		⑧都道府県等による地域材証明制度による木材に対する証明（合法性を要件にしている制度に限る）
		⑨森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度に限る）
		⑩木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認定による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による認定に限る）
		⑪条例等に基づく伐採に関する許可書や届出書等
	普 通 林	①森林法第10条の8第1項における伐採造林届出書
		②森林法第10条の8第1項第1号における法令等による許可証等
		③市町村による伐採造林届出書に係る適合通知書
		④森林法第10条の8第3項における緊急伐採後の事後届出書
		⑤森林法第10条の2第1項における林地開発許可書
		⑥森林法第10条の15における公益的機能維持増進協定
	保 安 林	①森林法第34条第1項における保安林伐採許可書
		②森林法第34条第1項第1号における法令等による許可書等
		③森林法第34条の2における択伐及び同法第34条の3における間伐の届出書
		④森林法第34条第9項における緊急伐採後の事後届出書
		⑤森林法第39条の4第1項における特定保安林の伐採に関する地域森林計画
		⑥森林法施行規則第60条第1項第5号～第9号における届出書
国 有 林		①林産物の売買契約書、請書等
		②産物販売委託契約書
		③立木補償に関する契約書、請書等
		④樹木採取権実施契約書

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※公有林についても、国有林の①～③に相当するものを活用することが可能

クリーンウッド法の合法性の確認に活用可能な都道府県等による認証制度一覧

令和6年12月

都道府県名	認証名	管理団体	備考
栃木県	栃木県産出材証明制度	栃木県木材業協同組合連合会、栃木県森林組合連合会	
埼玉県	さいたま県産木材認証制度	さいたま県産木材認証センター	さいたま県産木材認証制度実施要綱第4条に基づく「伐採における合法性が証明されている県産材」に限る
千葉県	ちばの木認証制度	ちばの木認証センター	
東京都	東京の木多摩産材認証制度	東京の木多摩産材認証協議会	
山梨県	山梨県産材認証制度	山梨県産材認証センター	山梨県産材認証センター事業実施要綱第4条に基づく「伐採における合法性が証明されている県産材」に限る
岐阜県	岐阜県証明材推進制度	岐阜県	
愛知県	愛知県産材認証制度	愛知県産材認証機構	
愛知県	豊田加茂地域木材認証制度	豊田加茂地域木材認証協議会	県内豊田市、みよし市から産出される木材のみの認証制度
滋賀県	びわ湖材産地証明制度	県産木材活用推進協議会	
京都府	京都府産木材認証制度	京都府	
奈良県	奈良県産材証明制度、奈良県地域認証材制度	奈良県地域材認証センター	
鳥取県	「鳥取県産材」産地証明制度	鳥取県産材活用協議会	原木市場に出荷せず、素材生産販売事業者が鳥取県産材販売管理票を発行する場合のみ
徳島県	徳島県木材認証制度	徳島県木材認証機構	
徳島県	神山町産材認証制度	神山町産材認証機構	県内神山町から産出される木材のみの認証制度
香川県	香川県産木材認証制度	香川県産木材認証制度運営協議会	

※「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（令和五年政令第三百四十二号）」に規定された内容の範囲において有効です（上記一覧の認証制度内でも、伐採造林届出書や当該政令第一条第一項第一号～十一号における情報を参照して合法性の確認を行っていないものは対象外）。

※ 伐採届や特定間伐等促進計画等に対して地方公共団体が発行する適合通知書等も当該政令第一条第一項第十二号に包含されています。

伝票の記載事項の注意点(改正クリーンウッド法に関わる記載事項)★

キーワード	第1種事業者 (素材生産事業者から直接、原木丸太を 購入する者。木材市場、製材所など)	第2種事業者 (第1種事業者又は他の第2種事業者から のみ木材を購入する者。製材所、工務店等)
「 <u>原材料情報等</u> 」	収集・記録保存・伝達 義務	—
「 <u>合法性確認木材</u> 」	伝達 義務	受取・保存・伝達 努力義務 (注: 認証制度では 義務 です)

伝票等への記載例(★ マークは主にクリーンウッド法、✦ マークは認証制度で求められる記載)

- ★ **原材料情報等**
- ※クリーンウッド法に基づき、(例: 上記すべての(◎印の)木材に関する)次の原材料情報等を収集しています。
 - ☑樹種 ☑伐採地域 ☑証明書等 (□関連情報)
 - ★ ※上記○印の木材については全ての原材料情報を収集しています。上記△印の木材については、原材料情報のうち証明書を収集できませんでした。
- ✦ **合法性確認木材**
- ※上記すべての(◎印の)木材は、合法性確認木材です。
 - ✦ そのうち「京都府産」の木材は、材料となる樹木が京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認された木材です。
 - 「**ウッドマイレージCO₂京都の木認証**」の対象になる木材の場合:
 - ✦ 例: 「上記『京都府産』の木材は、**ウッドマイレージCO₂京都の木認証**対象」等と記載。
 - 「**京都の木証明**」の対象になる木材の場合:
 - ✦ 例: 「上記の『京都府産』の木材は、**京都の木証明**対象」等と記載。
 - ★ ※(混在時①) 合法性確認木材と合法性確認木材ではない木材を使用しています。
 - ★ ※(混在時②) 合法性確認木材でない木材が含まれています。

素材生産を行う事業体からの伝票(例)

京都府産木材 荷渡伝票(サンプル)

御中

出荷年月日 令和〇〇年〇月〇〇日

樹種 (スギ・ヒノキ等を記入)

材種 〇〇m³

伐採箇所 (大字まで記入)

森林所有者 (氏名)

借主

取扱事業体認定番号 □□□□□□□□

住所 (住所)

氏名又は名称 (事業体名、代表者名等)

☐ 森林経営計画に係る伐採等の届出書

☐ 伐採及び伐採後の造林の届出書

☐ 保安林内立木伐採許可等 (根拠資料の具体名を記載)

☐ 林地開発許可書

☐ 合法性証明ガイドラインの運用方法を活用した証明書類 (伝票等)

☐ その他 (根拠資料の具体名を記載)

※上記の木材は、材料となる樹木が京都府内の森林から合法的に伐採された木材です。

〔注〕記載例
「上記の木材は、京都府産(ウッドマイレージCO₂京都の木認証対象)」等と記載。
合法性証明ガイドラインの運用方法を活用する場合は、伝票中に認定団体により付された認定番号も記載。

取扱事業体・認証機関登録事業体の認定番号

- ・ **ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証**または**京都の木証明**の別
- ・ 合法的に伐採されたこと

- ・ 出荷先
- ・ **樹種**、数量
- ・ **生産地(伐採地域)** の記載

- ・ 荷渡伝票に加えて**合法性の確認書類**
伐採造林届
適合通知書
林地開発許可書
森林経営計画認定書 等の写し

※ 素材生産を行う事業体は、上記の内容を記載した書類を、木材市場や製材等を行う事業体に提出してください

※ 市場を通さず、素材生産を行う事業体から丸太を直接購入される事業体は、上記の内容が伝票等に記載されていることを確認してください

※ 合法性の確認は、伝票の記載だけでなく、根拠となる書類の写し等の添付が必要です

※ ★ マークは、クリーンウッド法に基づく**原材料情報(樹種・伐採地域・証明書)**の項目です。

第1種事業者(木材市場など)からの伝票(例)

納品書(サンプル)

No.

年 月 日

〇〇〇〇木材

御中

事業者番号

取扱事業者認定番号

又は認証機関登録事業者認定登録番号

〇〇製材所

代表者名

下記のとおり納品申し上げます。

品名	★樹種	規格	数量	単位	単価	金額	★摘要
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (ウツクスイセーシツロ、 京都府産木材認定対象)
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (京都府産木材認定対象)
合計							

※ クリーンウッド法に基づき上記すべての(◎印の)木材に関する次の原材料情報等を収集しています。

□樹種 □伐採地域 □証明書等(伐採造林届) □関連情報

※ 上記の京都府産木材は、材料となる樹木が京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認された木材です。

【注】記載例

「ウッドマイレージCO₂京都の木認証」の対象になる木材の場合:

「上記の京都府産木材は、ウッドマイレージCO₂京都の木認証対象」等と記載。

「京都の木証明」の対象になる木材の場合: 「上記の京都府産木材は、京都の木証明対象」等と記載。

取扱事業者・認証機関登録事業者の認定番号

・ ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証または
京都の木証明の別

・ 出荷先
・ 樹種、数量
・ 生産地

・ 合法性確認木材であるか否か

【注】 京都府産木材認証制度では、京都府産の合法性確認木材のみを表示することになるが、クリーンウッド法では合法性が確認できていないもの(混在しているもの)についても表示する必要がある。

※ ★マークは、クリーンウッド法(CW法)に基づく原材料情報(樹種・伐採地域・証明書)及び合法性確認木材であるか否かの項目です。

※ 原材料情報は、CW法と京都府産木材認証制度との整合を図るため、個別に(スギ、京都府、証明書等の有無(又は具体的に「伐採造林届」)等と)記載してください。

※ 素材生産事業者から証明書の提供がなかった場合は、「証明書等なし」等と記載します。(この場合の木材は、京都府産木材認証制度での対象木材にはなり得ません。)

※ 合法性の確認については、京都府産木材認証制度の対象は「合法性確認木材」や「合法的に伐採されたことが確認された木材」と記載してください。

京都府産木材利用推進協議会

取扱事業体及び緑の事業体が構成員となって設立し、認証機関や府と連携しながら、京都府産木材の供給や利用推進の取組を実施する組織。

京都府産木材利用推進協議会

京都府産木材の供給・利用を推進

取扱事業体

緑の事業体
(H29年度から加入)

認証機関登録事業体(賛助会員)

認証機関

連携
協力

京都府

R6年度の主な実施内容

- ・京都の木の家づくり表彰
- ・ホームページの保守
「京都の木検索ナビ」
「京都の木の家づくり」
- ・現場見学会や研修会の開催 等

- ・事務局: (一社) 京都府木材組合連合会
- ・構成: 取扱事業体、緑の事業体及び認証機関登録事業体(賛助会員)(R1.12~)
- ・会費等: 毎年総会で決定(R5: 構成員12,000円、賛助会員36,000円)

- (1) 違法伐採問題への対応の機運が国際的に高まり、各国で関連法が制定
- (2) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(以下「クリーンウッド法」という。)は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境保全に資することを目的として、平成28年に成立(平成29年5月施行)
- (3) 更なる取組の強化を目的に、川上・水際の木材関連事業者の合法性確認を義務化する等の改正法が令和5年に成立(令和7年4月施行)

■ クリーンウッド法をめぐる経緯

国際的な動き

国内の動き

平成17(2005)年	グレンイーグルズサミット(英国)
平成18(2006)年	グリーン購入法基本方針改定 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」策定
平成20(2008)年	洞爺湖サミット 欧米等における法律の制定
平成28(2016)年	伊勢志摩サミット クリーンウッド法成立
令和4(2022)年	G7宮崎農業大臣会合 第5回 APEC林業担当大臣会合(タイ)
令和5(2023)年	広島サミット 改正クリーンウッド法成立

「サミット行動計画」で違法伐採への取組を明記
我が国は「日本政府の気候変動イニシアティブ」として、政府調達等において違法伐採対策に取り組むことを表明

政府調達に係るガイドラインを世界に先駆けて策定

首脳宣言で違法伐採及び関連取引抑制の緊急の必要性を明記

(米) レイシー法(平成20年)

(欧) EU木材規則(平成25年)

(豪) 違法伐採禁止法(平成26年)

違法伐採の根絶に向けた取組を課題として取り上げ

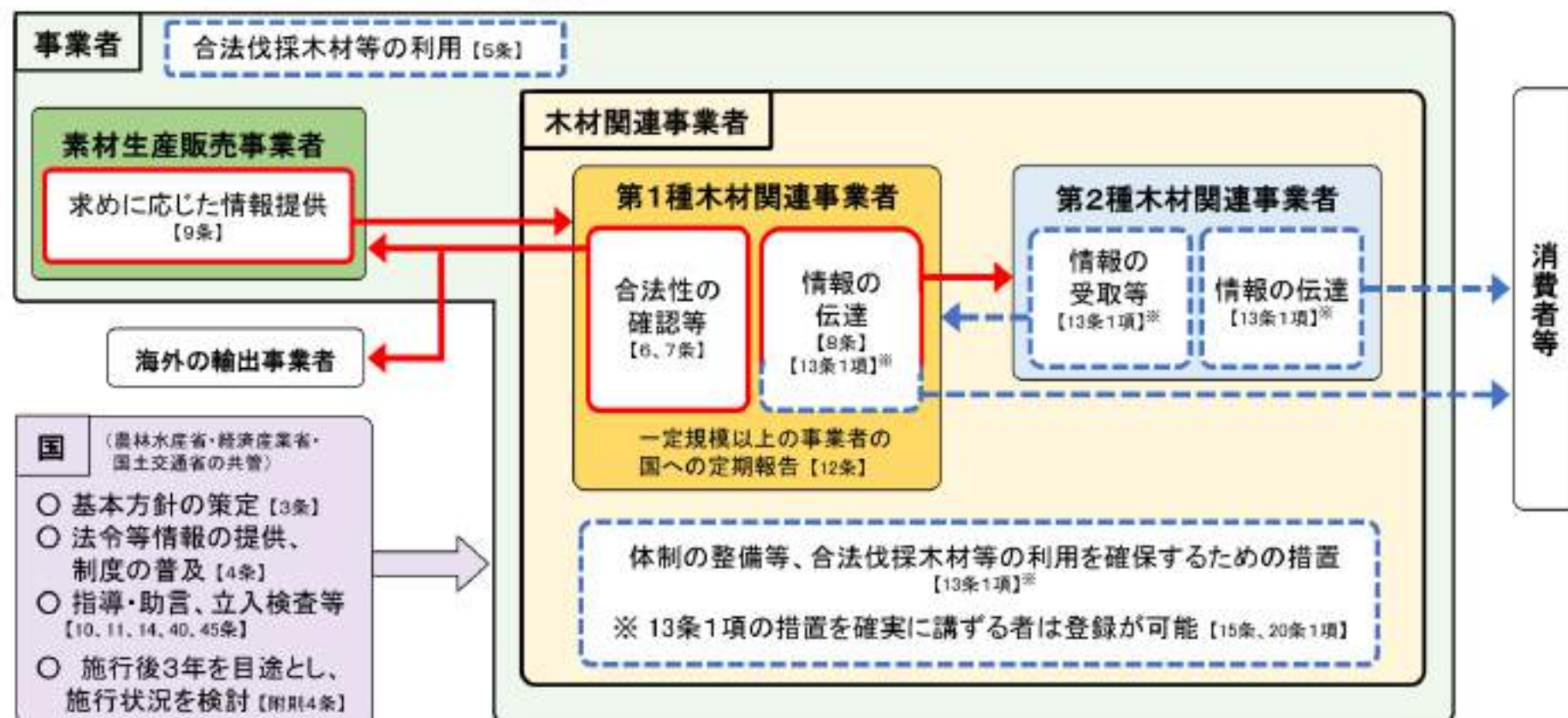
改正クリーンウッド法の概要

令和7年
4月1日 施行

全

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

→ : 義務(必ず行わなければならない事項)
 → : 努力義務(行うよう努力すべき事項、取り組むことが求められる事項)



対象物品の考え方

全

- (1) 木材と家具・紙等の物品が対象物品であり、これらの総称が「木材等」
- (2) いわゆる木材については、基本的に広く該当し基本方針に規定
- (3) 家具・紙等の物品については、ポジティブリストとして施行規則に規定

1. 対象物品（赤字は改正部分）

木材	家具・紙等の物品
基本方針 一の2 (1) 素材 丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含む (2) 板材、角材及び円柱材 化学的又は物理的な処理により密度・硬度等を増加させたものを含む (3) 単板、突き板及び構造用パネル(OSB) (4) (2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの(合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等) DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む (5) のこくず・木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない)、チップ及び小片 端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む	施行規則 第2条 1 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローバーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの 2 木材パルプ 3 コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの 4 フローリングのうち、基材に木材を使用したもの 5 木質系セメント板 6 サイディングボードのうち、木材を使用したもの 7 戸(主たる部材に木材を使用したものに限る。)及びその枠(基材に木材を使用したものに限る。) 8 1～7の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの

2. 家具の考え方

- (1) 主たる部材に木材を使用したもの
 - ・主たる部材：座面、背もたれ、脚、天板、パネル、フレーム等（※ ダボ、木口材、引き手、つまみ等は含まない）
 - (2) 施行規則第2条第8号に該当するもの（例：椅子の座面、机の天板等の部材 等）
- ※家具以外の他の機能が付加されたものは対象外（例：車椅子、調理台、キッチンユニット 等）

対象物品の考え方（林地残材、製材端材等の扱い）

全

- 改正法においては、以下も法の対象物品に含まれる
 - ① 譲り渡す目的で収集した林地残材や製材等残材
 - ② ①が原料である木材等
- ただし、産業廃棄物に該当するものは対象物品とはならない

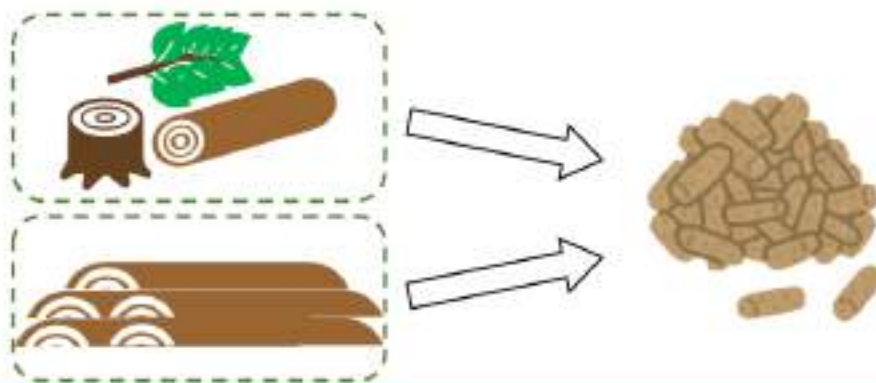
【例１】林地残材



【例２】背板等の製材端材



【例３】林地残材や製材等残材が原料であるチップ・木質ペレット



これらの物品を他の事業者へ譲り渡す場合は、国産・輸入問わず改正法の義務等の対象

○ 義務対象となるのは、木材等の譲渡しの決定に直接関わる事業者

- ① 木材等の所有権の有無は、義務対象となるかに影響しない（販売受託も義務対象となり得る）
- ② 自家消費等の流通に関与しない場合は、木材関連事業者には該当せず、義務対象とならない

1. 素材生産販売事業者

素材の生産及び流通について、譲渡し先や譲渡しの方法を主体的に決定する者が該当

- ※ 伐採のみを行う事業者は、伐採木の売却等の判断を行わないため該当しない
- ※ 日本の法人格を持たない海外の伐採事業者は、素材生産販売事業者には該当しない

（1）所有する樹木について、譲渡し先等を自ら決定する樹木の所有者

- ① 自ら伐採及び販売（販売の委託を含む）を行う自伐林家
- ② 伐採のみ委託し、販売（販売の委託を含む）は自ら行う樹木の所有者

（2）樹木の所有者から、当該樹木の譲渡し先等の決定を委ねられた事業者

- ・ 伐採と販売（販売の再委託を含む）の両方を受託した素材生産事業者等

2. 木材関連事業者

木材等の譲受けと譲渡しの両方を行う事業者が該当

- ※ 木材等を自家消費する事業者は譲渡しを行わないため、基本的に木材関連事業者には該当しない
- 例外として、木材等の譲渡しを行わない建築・建設事業者、FIT/FIP認定事業者も木材関連事業者には該当する
- ※ 加工や物流のみを担う事業者は、譲渡し先等の決定権をもたないため、木材関連事業者には該当しない

（1）第1種木材関連事業者（以下、「第1種事業者」）

素材生産販売事業者や海外の輸出事業者から木材等を譲受ける等、国内市場に最初に木材等を持ち込む者（詳細後述）

（2）第2種木材関連事業者（以下、「第2種事業者」）

第1種木材関連事業以外の事業を行う木材関連事業者

- 第1種事業者は国内市場に最初に木材等を持ち込む事業者
 - ① 丸太の販売の受託について、第1種事業者の範囲を変更
【改正前】市場のみ ⇒ 【改正後】市場以外の流通事業者も含む
 - ② 所有権の移転を伴わない販売受託も含まれる
 - ③ 無償の譲渡しもクリーンウッド法に該当する

1. 国産材を取り扱う事業者

- (1) 素材生産販売事業者から素材（丸太等）を購入する事業者
 - ① 伐採事業者から丸太を購入する製材工場
 - ② 原木市場
 - ③ 原木を購入して輸出する事業者
- (2) 素材生産販売事業者から素材（丸太等）の販売を受託する事業者
 - ① 原木市場
 - ② 原木流通事業者
- (3) 自ら所有する樹木を伐採し加工する事業者
 - ① 自社林を自社工場で製材し販売する事業者（伐採の直営、委託を問わない）

2. 輸入材を取り扱う事業者

- (1) 木材・木材製品の輸入を行う事業者（※）
 - ① 輸入商社
 - ② 代行輸入事業者
 - ③ 自ら輸入を行う合板工場等

※原則、インボイスや船荷証券に記載されている荷受人が輸入を行う事業者として第1種事業者に該当

第1種事業者が合法性の確認等の義務の対象となる

義務対象の考え方 国産材の場合

全

- (1) 原木市場等の素材流通事業者、山元から「直送」を受ける製材工場、加工まで行う樹木の所有者等、国内市場に木材を最初に流通させる者が第1種事業者
- (2) 第1種事業者素材の譲渡し(委託を含む)を行う者が素材生産販売事業者

素材生産販売事業者
(情報提供の応諾義務の対象)

第1種事業者
(合法性の確認等の義務の対象)

第2種事業者

その他の事業者等

類 型		類 型 の 解 説	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者
			樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者	
①	自伐タイプ	・ 樹木の所有者が、伐採と販売の両方を行う場合	自伐林家、 立木買いの素材生産事業者		原木市場、 流通事業者 (ブローカー)	製材工場等	製材工場、 流通事業者、 建築事業者等
②	伐採・販売 請負タイプ	・ 樹木の所有者が、同一の事業者に伐採から販売まで委託する場合	森林所有者、 立木購入者	伐採～販売まで 一環で請負う 事業者	原木市場、 流通事業者 (ブローカー)	製材工場等	製材工場、 流通事業者、 建築事業者等
③	自社林所有 工場タイプ	・ 樹木の所有者が、伐採と販売のいずれも行い、加工まで行う場合	自社林を有する製材工場等				製材工場、 流通事業者、 建築事業者等

義務対象の考え方 国産材の場合（伐採・加工のみ委託のケース） 全

- (1) 木材等の譲渡しを行う者が、素材生産販売事業者や木材関連事業者該当
- (2) 委託されて伐採や加工等のみを行う事業者は、譲渡しを行わないため、法の対象外

素材生産販売事業者（情報提供の応答義務の対象）
 第1種事業者（合法性の確認等の義務の対象）
 第2種事業者
その他の事業者等

類 型		類型の解説	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者
			樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者	
④	伐採請負タイプ	樹木の所有者が伐採のみ委託し、販売は自ら行う又は他の事業者へ委託する場合	森林所有者、立木購入者 伐採委託 伐採のみ請負事業者		原木市場、流通事業者（ブローカー）	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
⑤	買加工タイプ	樹木の所有者が、加工のみを委託し、販売は自ら行う場合	自ら木材等の販売を行う樹木の所有者等 加工委託 加工のみ請負事業者				製材工場、流通事業者、建築事業者等

義務対象の考え方 国産材の場合（森林組合のケース）

全

- (1) 伐採～素材の販売まで請負い、原木市場等に譲り渡す場合は、素材生産販売事業者に該当
- (2) 共販所（原木市場）を営んでおり、伐採～当該共販所での素材販売まで請負う場合は、素材生産販売事業者と第1種事業者の両方に該当
- (3) 製材設備を有しており、伐採～素材の加工・販売まで請負う場合は、第1種事業者に該当

森林組合 : 森林組合
素材生産販売事業者 : 素材生産販売事業者
第1種事業者 : 第1種事業者
第2種事業者 : 第2種事業者
その他の事業者等 : その他の事業者等

類 型			素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者
		類型の解説	樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者	
①	作業班 タイプ	・ 樹木の所有者が、同一の森林組合に伐採から販売まで委託する場合	森林所有者、 立木購入者	委託 伐採～販売まで 一貫で請負う 森林組合	流通・販売者 原木市場、 流通事業者、 県森連	加工者 製材工場等	製材工場、 流通事業者、 建築事業者等
②	共販所経営 タイプ	・ 樹木の所有者が、同一の森林組合に伐採から販売まで委託し、当該森林組合が自ら営む共販所で販売する場合	森林所有者、 立木購入者	委託 伐採～共販所での販売まで請負う 森林組合 作業班	流通・販売者 共販所	加工者	製材工場、 流通事業者、 建築事業者等
③	加工施設 経営タイプ	・ 樹木の所有者が、同一の森林組合に伐採から素材の加工・販売まで委託する場合	森林所有者、 立木購入者	加工・販売 委託 加工まで行う森林組合	流通・販売者	加工者	製材工場、 流通事業者、 建築事業者等

義務対象の考え方 国産材の場合（素材生産事業者のケース）

全

(1) 立木の購入又は伐採の委託を受け、かつ素材の販売を行う場合は、素材生産販売事業者に該当

(2) 委託されて伐採のみを行う事業者は、譲渡しを行わないため、CW法の対象外

素材生産事業者
素材生産販売事業者
(情報提供の応諾義務の対象)
第1種事業者
(合法性の確認等の義務の対象)
第2種事業者
その他の事業者等

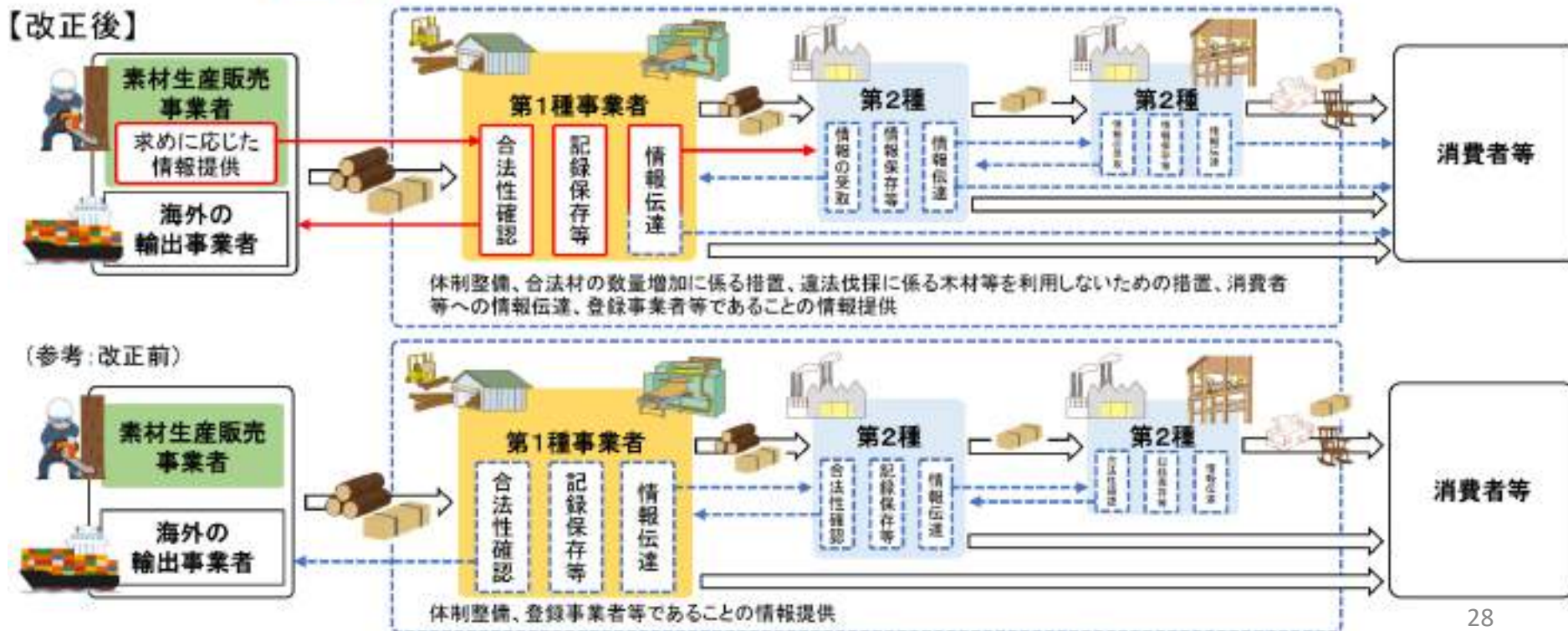
類 型		類型の解説	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者
			樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者	
①	立木購入タイプ	素材生産事業者等が、立木を購入し（樹木の所有者となり）、素材の販売まで行う場合	立木買いの素材生産事業者		原木市場、流通事業者（ブローカー）	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
②	伐採・販売請負タイプ	樹木の所有者が、同一の事業者へ伐採から販売まで委託する場合	森林所有者、立木購入者	伐採～販売まで一貫で請負う素材生産事業者	原木市場、流通事業者（ブローカー）	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
③	伐採請負タイプ	樹木の所有者が伐採のみ委託し、販売は自ら行う又は他の事業者へ委託する場合	森林所有者、立木購入者	伐採のみ請負う素材生産事業者	原木市場、流通事業者（ブローカー）	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等

木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容

全

素材生産販売事業者	第1種事業者	第2種事業者
【義務】 第1種事業者の求めに応じた情報の提供	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 【努力義務】 ①体制の整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 ③違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置 ④消費者等への情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供

⇒ : 木材等の流れ ⇒ : 義務 ⇒ : 努力義務



木材等の譲受け等に係る義務内容

全

(1) 第1種事業者

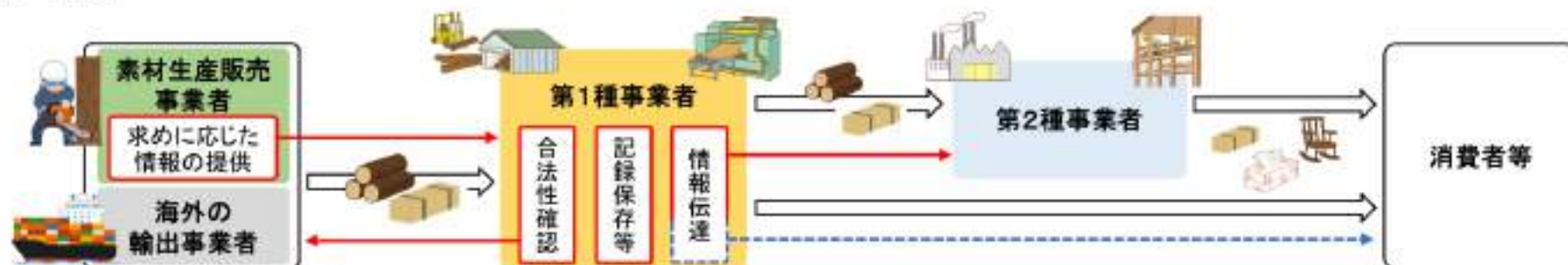
① 原材料情報の収集、合法性の確認、② 記録の作成・保存、③ 木材関連事業者に対する情報伝達

(2) 素材生産販売事業者

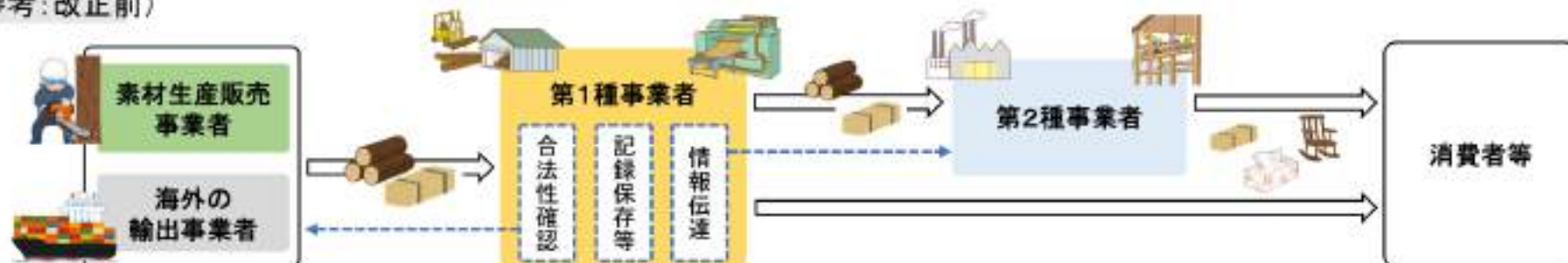
第1種事業者の求めに応じた伐採造林届出書の写し等の合法性の確認に資する情報の提供

【改正後】

⇒ : 木材等の流れ 〇→ : 義務 □→ : 努力義務



(参考:改正前)



木材等の譲受け等に係る義務内容

(1) 原材料情報の収集・整理

第1

(1) 第1種事業者は原材料情報を収集・整理する義務

(2) 義務として収集すべき情報(原材料情報)は、樹種、伐採地域、証明書の3つ

1. 樹種

(1) 取引において通常用いている名称

① 国産材：伐採造林届出書に記載されている樹種等

② 輸入材：ペイマツ、ユーカリ等

(2) 取引先に提供を求めず、自ら樹種の特定を行うことにより、樹種情報を収集することも可能

2. 伐採地域

(1) 国産材：①から③のいずれか。①国産 ②都道府県 ③市町村 など

(2) 輸入材：国名（「台湾」等の地域名は可、「アジア」といった国の範囲を超える地域名は不可）

3. 証明書

以下の書類を使用することができる（詳細は別紙）

(1) 国産材：①伐採造林届出書 ②森林経営計画認定書及び森林経営計画書 ③保安林における許可書・届出書 ④国有林における林産物売買契約書 ⑤伐採造林届出書に係る適合通知書 ⑥森林認証材であることを示す書類（SGEC、FSC等） ⑦合法木材ガイドラインに基づく合法木材証明書 など※

※ 森林外の樹木（屋敷林等）はCW法の対象外のため、義務は生じない（CW法に準じた確認を行った場合、合法性確認木材として扱うことができる）

(2) 輸入材：①各国が発行する証明書 ②森林認証材であることを示す文書（PEFC、FSC等） など

(3) 複数の証明書を入手可能な場合も想定されるが、少なくとも1つ収集すれば義務を履行したとみなす

※1 原材料情報の提供を求める手法は問わない（書面でも、口頭でもよい）

※2 樹種・伐採地域については収集する情報の媒体は問わないが、証明書は書面（電子可）が必要

※3 原材料情報が収集等できなかった場合も、収集行為を行ったことが分かるようにしておくことが重要

※4 自ら所有する樹木を伐採し加工を行う場合など、原材料情報があらかじめ手元にある場合は、「収集」ではなく「整理」を行う

木材等の譲受け等に係る義務内容

(2) 合法性の確認

第1

(1) 原材料情報に加えて、国が提供する情報等を踏まえ、リスクに応じた合法性確認を実施

(2) 合法性の確認の単位は任意

合法性の確認については罰則は適用されないが、違法伐採リスクは取り扱う木材等や調達先等によって異なり、画一的な対応を行った場合、合法性の確認が不十分になったり、事業者負担が過大になったりするため、リスクを踏まえ、合理的に行うことが重要

1. 合法性の確認の信頼性の向上

(1) 収集等した原材料情報が真正なものであるとは限らないことから、関連情報※を踏まえることで、合法性の確認の信頼性を高めることが重要

※ ・国が提供する情報：国内外の木材等の生産及び流通に関する法令、森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令など。林野庁Webサイト「クリーンウッド・ナビ」にて提供

・取引の実績

・合法伐採木材に関する取組情報：取引相手が受けている事業者認定（森林認証、合法木材GL等）など

・その他原材料情報に関する情報：木材等の材積、伐採地の違法伐採状況に関する報道、納品書と商品の突合結果、報告書など

(2) 収集等できなかった原材料情報がある場合、「当該情報を収集できなかった」ことを踏まえて合法性確認

2. 合法性の確認の単位

任意

※ 必ずしも個別の譲受け単位（トラック単位、事業者単位など）で行う必要はない

※ 確認をまとめて行う場合、一部でも合法性確認木材等でない木材があった場合は、当該木材等全体が合法性確認木材等でない木材となる

3. 合法性の確認の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲り渡す時まで

木材等の譲受け等に係る義務内容

(3) 記録の作成・保存

第1

- (1) ①収集等した原材料情報に関する情報、②合法性確認の結果、③確認の理由について記録を作成
- (2) 合法性確認を行った木材等を譲り渡すまでに作成
- (3) 原則5年間保存

1. 記録作成の単位

- (1) 簿冊等の作成単位：原則事業所ごと（複数事業所が一括して譲受けを行っている場合はこの限りではない）
- (2) 簿冊内の整理の単位：国産・輸入の区分、取引をした期間など任意の区分に応じて整理
- (3) 記録の作成単位：合法性確認を行った単位（合法性確認はトラック、コンテナ等の譲受け単位で行う必要はない）

2. 記録の内容

- (1) 収集した原材料情報の内容（例 スギ／宮崎県／伐採造林届出書）
 - ① 樹種：取引において通常用いている名称（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
 - ② 伐採地域：国名。国産は、A. 国産、B. 都道府県、C. 市町村など（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
 - ③ 証明書等の種類（証明書そのものを保存してもよい）
- (2) 合法性確認木材等であるか否か
- (3) 合法性確認の理由：（2）の根拠が分かるように記録
 - 例1 ○○という関連情報を用いて判断した
 - 例2 収集した原材料情報が真正であると判断した
 - 例3 収集した原材料情報等を踏まえて、内規に則り判断した
 - 例4 原材料情報及び取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であることを踏まえて判断した

3. 記録の方法

書面又は電子

4. 記録の作成の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲り渡す時まで

5. 記録の保存期間

作成の日から5年間（ただし、作成の日から譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

クリーンウッド法に関する情報サイト・お問い合わせ先

全

○ 林野庁情報サイト「クリーンウッド・ナビ」において、法の制度解説や様々な国・地域の現地情報等、クリーンウッド法に関する情報を掲載

- ・ 輸入材の合法性確認に活用できる諸外国の情報は[こちら](#)
- ・ クリーンウッド法のQ&Aは[こちら](#)
- ・ 過去の説明会の資料、映像は[こちら](#)

○ 本資料についてのご質問やご相談は、下記リンク先の窓口へ

【クリーンウッド・ナビ お問い合わせ窓口】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/madoguchi/index.html>



クリーンウッド法に関する情報提供

クリーンウッド・ナビ

Clean Wood Navi

【参考資料】
京都府産木材認証制度の変遷

京都府産木材認証制度 ～近年の主な変更点～

●H29. 4

▪ 取扱事業体の認定範囲を変更

(R1年5月1日以降、府が認定する木材の生産・加工・流通（以下、加工等）を行う事業所等を、原則府内に限定)

▪ 緑の事業体は京都府産木材利用推進協議会に加入

(これまで取扱事業体で構成していた京都府産木材利用推進協議会に、緑の事業体が加入することを要件化)

▪ 運用の制定

(証明の対象となる京都府産木材、取扱事業体認定の特例等を規定)

●H30. 4

▪ 指定認証機関の指定要件の変更

指定認証機関が変わりました。
(一社)京都府木材組合連合会

▪ 合法性の確認をクリーンウッド法に準拠

(取扱事業体、緑の事業体の業務が追加)

●H30.12

▪ 取扱事業体認定範囲の変更の実施時期を変更

(取扱事業体認定範囲を原則府内とする規定の実施時期を変更

R1年5月1日以降 → R2年5月1日以降)

※R1～R3にかけて、段階的に府内に限定

京都府産木材認証制度 ～近年の主な変更点～

●R1.12

・ 京都府産木材証明を追加

(京都府産木材認証 (ウッドマイレージCO₂京都の木認証) に加え、
京都府産木材証明書のみを発行する **京都府産木材証明 (京都の木証明)** を追加)

・ 取扱事業体認定範囲の変更と認定の特例 (特認) の手続きを規定

(R2年5月1日以降、府が認定する木材の加工等) を行う事業所等を、原則府内に限定)

※ただし、一部の府外の事業体については、取扱事業体認定の特例 (特認)

●R3.4

・ 取扱事業体認定の特例 (特認) の廃止

(府外の事業所等を取扱事業体に認定する特例 (特認) を廃止)

※府外の事業所等は、認証機関の認定登録を受けることで、
「**京都の木証明**」の対象木材の取り扱いが可能

・ 緑の事業体等の登録対象地域の拡大

緑の事業体等の登録対象地域を拡大

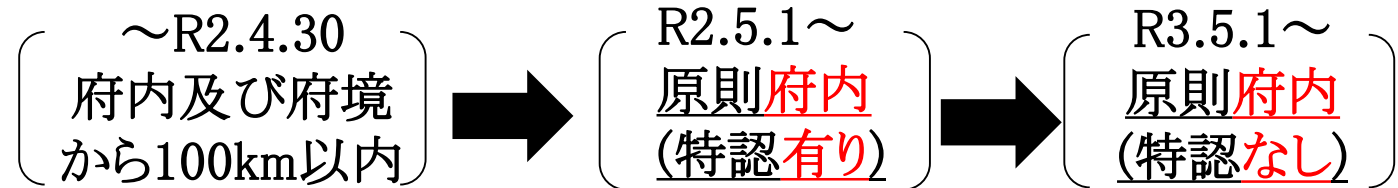
※ 改正前：府及び府隣接府県 ⇒ R3.4～：地域の制限なし³⁶

「ウッドマイレージ認証」と「京都府産証明」に関わる事業者

京都府産木材認証制度

● ウッドマイレージCO2京都の木認証 (H16年度～)

- ※ ウッドマイレージCO2京都の木認証の対象木材の生産・加工・流通を行う事業者(取扱事業者)の範囲は、R1年からR3年にかけて、段階的に原則府内に変更(クローズ)



● 京都の木証明

(R1.12月～)

- ※ 京都の木証明の対象木材の生産・加工・流通を行う事業者の範囲は、府内(取扱事業者)と府外(認証機関登録事業者)

● その他の木材

取扱事業体、認証機関登録事業体が取り扱う木材

【改正前(R3.4.30まで)】

事業所等の場所	必要な認定等	取り扱える京都府産木材
府内	取扱事業体	ウッドマイレージCO2京都の木認証の対象木材 京都の木証明の対象木材
府外	取扱事業体(特認)	ウッドマイレージCO2京都の木認証の対象木材(特認業務のみ) 京都の木証明の対象木材(特認業務のみ)
	認証機関登録事業体	京都の木証明の対象木材
	取扱事業体(特認) 認証機関登録事業体	ウッドマイレージCO2京都の木認証の対象木材(特認業務のみ) 京都の木証明の対象木材



【改正後(R3.5.1～)】

事業所等の場所	必要な認定等	取り扱える京都府産木材
府内	取扱事業体	ウッドマイレージCO2京都の木認証の対象木材 京都の木証明の対象木材
府外	認証機関登録事業体	京都の木証明の対象木材